

平成29年7月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月25日〔火曜日〕 13時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	古田 洋美
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

定刻になりましたので、7月の定例総会を開会いたします。
会長にあいさつをいただき引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。本日は午前中の研修会に引き続き定例総会を開催しましたところ、農業委員はもとより推進委員の方々にも出席をいただき本当にありがとうございます。

さて、梅雨も明けまして本格的な夏となる中、農家では稲刈りの始まったところ、また準備の最中というところもあるかと思えます。

またこの暑い中、いよいよ農地利用状況調査も始まりますので体調には十分気をつけていただきながら活動してもらいたいと思います。

午前中に推進委員の方々の委嘱を行い、いよいよ新農業委員会が誕生いたしました。農業委員・推進委員それから事務局が一体となって取り組んでいけたらと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、7月の定例総会を開会いたします。

はじめに日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、3番深田委員と5番羽生委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料の1ページをお開きください。今月は使用貸借権設定3件の申請がありました。

1番です。榕城小牧野地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,782平米を使用貸借により1年間借り受けるものです。

2番です。国上寺之門地区です。台帳現況地目田の4筆で、合計面積6,490平米を使用貸借により10年間借り受けるものです。許可後の経営面積が10,405平米となり下限面積の50アールを超えます。

2ページをお開きください。

3番です。下西上石寺地区です、台帳地目畑・山林現況地目畑の2筆で、合計面積2,482平米を使用貸借により1年間借り受けるものです。

1番・3番の許可後の経営面積が7,264平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明終わります。

○議長

はいありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

続きまして、担当委員の報告を順次お願いいたします。

○5番委員

5番です。私事ではありますが、現地調査ができなかったため、13番委員にお願いをしておりますので、変わって報告をお願いしたいと思います。

○13番委員

はい、13番です。番号1番、3番は借人が同一で関連性がございますので、まとめて報告をいたします。22日、貸人立会いのもと現地調査を行いました。借人は新規就農者を目指して、現在申請手続き中でございます。貸付期間が1年となっておりますが、来年度、上西方面

の畑を、7反ほど借りる予定があり、そのつなぎのため1年という貸付期間となっております。作物につきましては、安納いもを中心とした栽培をし、畜産業をも含んだ経営農家となります。既に牛舎の方も借りているそうです。

また、農機具類については、当面の間、親のを借りて使いたいということでございます。

ほか、申請どおり間違いありません。以上です。

○8 番委員

8番です。番号2について説明します。貸人、借人は親子の関係でありまして、場所は、大田裏の田んぼ4筆でございます。22日に借人と一緒に調査をしましたが、資料の1番上の字大田のところはもう40年来ずっと転作で現在さとうきびを作っていました。後の3筆は水稻を刈るばかりになっているような状態でした。譲受人は、地元ではなくて、町から通って農業をなさっている方でして、農地法第3条の各号にも該当しないということで、機械力がありまして、国上北部の方々からは、ものすごく頼りにされている方でございます。問題はないと思いますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

はいありがとうございました。ただいま議案第1号について事務局並びに担当委員の方から説明がありました。議案第1号について質疑の方は挙手をお願いします。

はい、異議なしの声がありましたので、それでは採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は3ページをお開きください。

1番です。申請地は国上野木平地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積五527平米であります。申請理由としましては、借人は建設業を営んでいますが、自社倉庫前が狭く、資材置場が不足しているため、新たに資材置場を設置したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

周辺は道路と山林がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周辺の被害はないと思われまます。

また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実にされるものと思われまます。

なお、平成29年6月に人的に手を加えてしまったため、顛末書を添付して申請をしております。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。これについては、昨日、現地に現地調査が行われております。暑い中、大変だったかと思われまます。

それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○11 番委員

はい、11番です。農地法第五條の規定による許可申請についての整理番号1番について説明します。昨日、私と10番委員、事務局から局長、内田さん、担当の8番委員の5名で現地

調査をいたしました。本人の案内が都合によりできず、代わりに義理の父と名義人が立ち会いをしました。申請地のスライドがありますのでご覧ください。

申請地は、国上野木平地区の手前を右に上がったところの山間部にあり左側の法面がかなりひどいわけですが、法面を含めて527平米の見てのとおり小さな農地であります。

ここには、3年ほど前まで、芋のから床をしていたと言う事でした。事務局からの話もありましたけれども、申請者は、下西池野に住んでおり建設業を営んでおります。池野に倉庫は持っているのですが、手狭になったために、農地を資材置場にしたいという申請であります。

今年の6月に農地を人間的に手を加えているところを8番委員が気づきまして、状況説明をして、いろんな手続きをしたということを知っております。説明を受けまして、現在、顛末書、資材置場の略図も提出されております。見てのと通りの申請地の状況ですが、山林に囲まれておりまして、農地としての利用は困難だろうと調査委員全員の意見でした。審議をよろしくお願ひします。それから資材置場の略図も出されております。手前のほうから左奥のほうに木材をおき、右側の奥のほうに砂利、手前に砂、右側のほうにコンクリートブロックを置きたいという、全体配置図も出されております。審議をよろしくお願ひします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、調査委員長の方から報告がありました。

続いて担当委員の報告をお願いします。

○8番委員

8番です。今、調査委員長が言われたとおり間違いありません。よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、議案第2号について事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いします。はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第2号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願ひについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願ひについて」説明いたします。資料は4ページです。

1番です。下西鞍勇地区です。台帳地目は畑ですが、平成2年頃から耕作せず、現在、雑種地及び宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

○議長

はい、これについても昨日現地調査が行われております。それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○11番委員

はい、11番です。非農地証明願ひについての整理番号1について説明します。昨日、私と10番委員、事務局から局長と内田さん、13番委員の担当委員5名で現地調査をしました。

申請地は下西鞍勇で自動車整備工場の横になります。現況は、雑種地の326平米と宅地87平米で、細長い農地です。スライドが出ておりますけれども、右側の写真の方が雑種地の326平米、これは雑種地に現在はなっているということでこの下は少し谷になっておりますが、日光も当たらず平成2年ごろから耕作はしていないと言う事で、この奥の方に自分の耕作の畑があるのですが、現在、その奥の畑への車のとおり道となっている。一方、左側のスライドは、宅地の手前の細長い農地になります。ここには、庭木を植えられておりました。細長い農地を復元する、価値はないだろうと判断して分筆もされており、交付基準2に基づく申請でありま

すので、許可相当ではないかという調査委員全員の意見の一致でした。審議よろしくお願ひします。

○議長

はい、ありがとうございました。

続いて担当委員の報告をお願いします。

○13番委員

はい、13番です。ただいま、調査委員長の説明のとおり、何ら問題はないと思います。

よろしくお願ひします。

○議長

はい、ただいま、事務局及び調査委員長並びに担当委員のほうから説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願ひいたします。ありませんか。はい、無いようですのでそれでは採決をいたします。議案第3号「非農地証明願ひについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第3号「非農地証明願ひについて」は、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして議案第4号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」です。資料は5から7ページです。まず始めに5ページ上段「売りたい」の申し出です。場所は、住吉能野里・浜之町地区です。申出者は島外在住で種子島に帰ってくる予定もないので財産を処分したいとのことです。現在耕作者がいますが、買い手が決まったら収穫後に引き渡しを行うように伝えているとのことです。対価については、要相談です。あっせん委員につきましては、1番上妻委員と3番深田委員にお願ひいたします。

5ページ下段「貸したい」の申し出です。場所は、現和武部地区です。標準額で貸したいとのことです。あっせん委員につきましては、2番中村委員と7番鮫島委員にお願ひいたします。

6ページをお開きください。6ページ上段「売りたい」の申し出です。場所は現和西俣地区です。対価については地域の平均額でお願ひしたいとのことであります。あっせん委員につきましては、7番鮫島委員と2番中村委員にお願ひいたします。

6ページ中段「貸したい」の申し出です。場所は現和上之町地区です。標準額で貸したいとのことです。あっせん委員につきましては、2番中村委員と7番鮫島委員にお願ひいたします。

6ページ下段から7ページにかけて「売りたい」の申し出です。場所は下西川迎地区です。霜が降りず風が当たらない畑で、スナップに向いているとのことであります。入込みの道が少し狭いようです。対価については相場でお願ひしたいとのことです。あっせん委員につきましては、13番石寺委員と5番羽生委員にお願ひいたします。

7ページをお開きください。7ページ中段「売りたい」の申し出です。場所は上西横山地区及び榕城桃園地区です。対価については、要相談ということです。買い手が見つからない場合は、借り手を探してほしいとのことであります。あっせん委員につきましては、4番脇田委員と5番羽生委員にお願ひいたします。以上です。

尚、あっせんの図面につきましては、総会終了後にあっせん委員となられた委員のほうにお渡しますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はいありがとうございました。今月は、売りたいの申し出が4件、貸したいの申し出が2件ありました。これについて、質疑はありませんか。

はい、無いようですので、それではあっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。

○議長

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用

集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成29年8月1日から平成31年7月31日の2年間、地目畑、面積1,691平米、利用権の設定をする者1人受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを、詳細については1の3ページから1の4ページをご覧ください。

続きまして、「所有権移転」です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成29年8月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積39,711平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については、2の2ページを、詳細については、2の3ページから2の5ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

はいありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました「利用権の設定」整理番号1番について審議いたします。担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1番について報告します。21日朝、借人立ち会いのもと現地調査を行いました。貸人の奥さんがけがをし、入院したため急遽、今回の申請に至ったそうです。

借人は、安納校区在住の農地所有適格法人です。現在は、安納いもを作付しており収穫後は、バレイショを作付けするとのことでした。農業機械についても一式そろっており、経営技術についても何ら申し分ありません。貸人は自宅を訪問し確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、無いようですので採決をいたします。利用権の設定1番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、所有権の移転1番について審議いたします。担当委員の報告をお願いします。

○14番委員

所有権の移転、整理番号1につきまして、調査を行いましたので報告いたします。7月21日から23日にかけて現地確認、また双方確認をいたしました。所有権の移転を受ける者は、安納校区に置いてバレイショ、安納いもを中心とした大規模な農地所有適格法人であります。所有権を移転する者は農地を相続をされた方で土地持ち非農家となっております。今回、病気療養に専念するということで、大阪のほうの病院に入院するため、家族ともども移転するということで、今回、財産の処分ということで申請が上がっております。農地の筆数が多くありましたが、ほとんど今安納いもの作付けをしておりましてそのあと、バレイショの作付けをするということでございました。申請どおり間違いありませんでした。以上です。


○議長


はい、ありがとうございました。この件について質疑のある方は挙手でお願いいたします。


はいそれでは無いようですので採決をいたします。所有権の移転、整理番号1番について、原

案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、所有権の移転、整理番号1番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

3 番委員 深 田 玄 文 

5 番委員 羽 生 友 保 

平成29年7月 農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月20日〔木曜日〕 9時30分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	古田 洋美
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 決定事項

(1) 議席の決定

(2) 会長の選出

(3) 職務代理者の選出

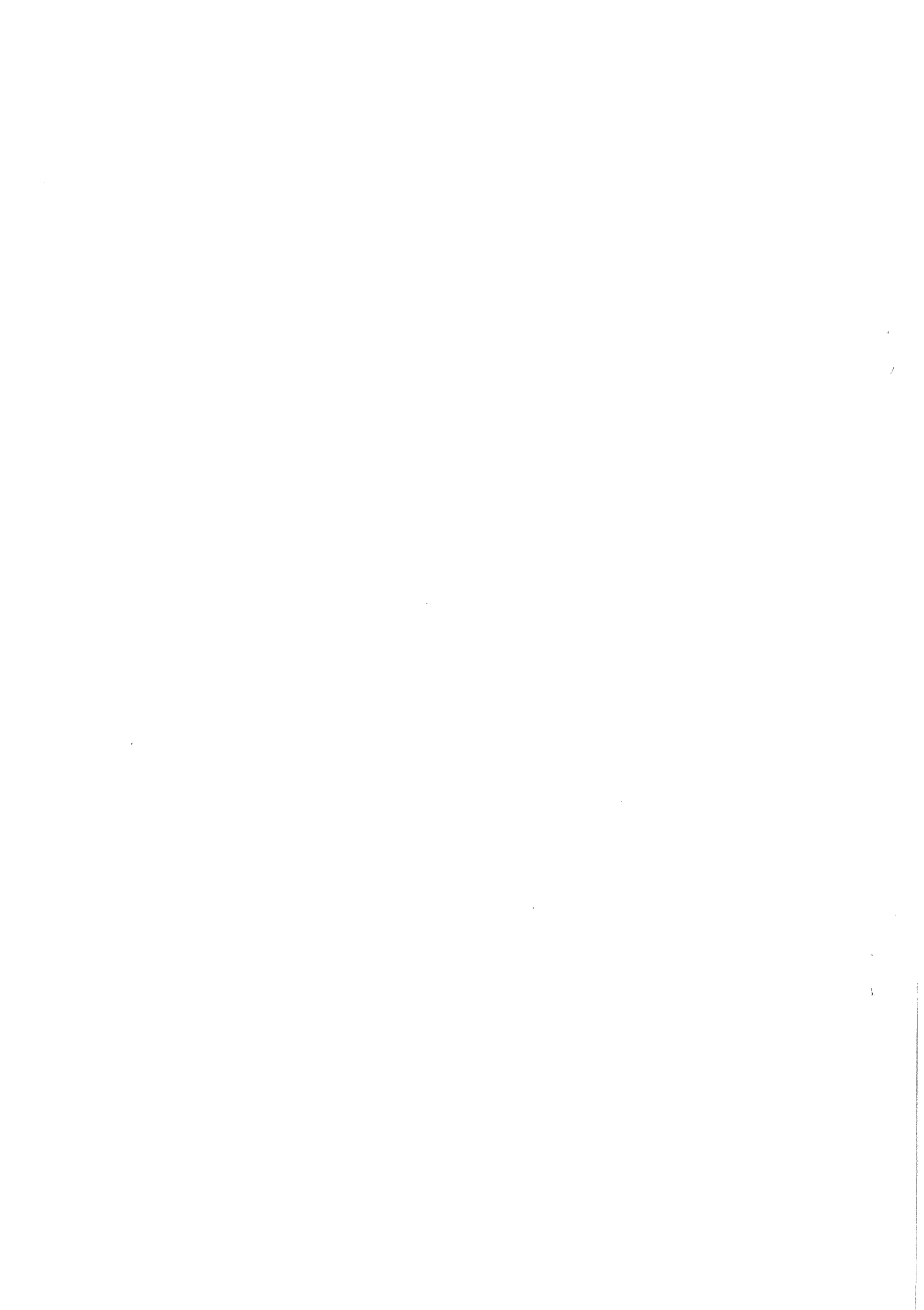
6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 担当地区割の決定について

議案第2号 小委員会委員の決定について

議案第3号 農地利用最適化推進委員の決定について



○局長

皆さんお疲れさまです。

本日は、農業委員会法第 27 条第 1 項の規定に基づき、任命後の最初の総会ということで市長が招集をするものでございます。

それではただいまより、農業委員会臨時総会を開催いたします。

ここで市長にあいさつをいただきます。

○市長

皆さんおはようございます。

本日は、西之表市農業委員会の第 1 回の臨時総会を招集いたしましたところ、ご多忙の中お集まりいただきまして真にありがとうございます。

さて、今回の農業委員の選出につきましては、公選制を廃止し、市議会の同意を得て市長が任命するという法改正のもとで行われた初めての総会でございます。

募集、団体推薦等が多数ある中で厳選なる選考を行い、6月9日の市議会本会議で、全員の同意をいただき、先ほど私の方から任命をさせていただいたところでございます。

農業委員会におかれましては、新体制への移行を成し遂げ、本日から大きな目的である農業生産力の推進及び農業経営の合理化を図るために「農地利用の最適化」をよりよく果たせるように、業務の重点化を図っていくということになってくるかと思えます。

私も、さきの議会での所信表明において、政策における農業分野については、農用地の利用の効率化等について、今後とも進めていかなければならないということを申し上げたところであります。新制度における農業委員会と連携して、特に農林水産課主管の人・農地プランや農地中間管理事業については、農業委員会と協働して、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

本市の農業振興につきましては第 1 次産業における人口減少、それから高齢化による担い手の労働力の不足が厳しい状況が続いております。先ほどのあいさつでも申し上げたところで繰り返しになりますけれども、西之表市の農業の発展の可能性は、まだまだたくさんあると思っております。それは皆さんも感じているところだろうと思えます。地域農業のリーダーであります皆様の御協力を心からお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、今後 3 年間の、御活躍と御健勝を祈念いたしまして、総会開会に当たっての私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○局長

ありがとうございました。市長は別用務のため、ここで退席をされます。

○局長

続きまして、会次第 3 「臨時議長の指名」についてですが、地方自治法第 107 条に基づき、年長委員が臨時の議長を行う事となっておりますので、臨時議長に最年長者の石寺委員を指名いたします。石寺委員登壇をお願いいたします。

○臨時議長

皆さん、おはようございます。

ただいま、事務局より最年長者ということで、ご指名をお受けいたしましたので、本日の臨時総会の議長を務めさせていただきます。皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会次第に沿って進めさせていただきたいと思えます。

始めに、会次第 4 「議席の決定について」です。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい、おはようございます。議席の決定方法について説明をいたします。

議席は「くじ引き」で決定いたしますが、その前にくじを引く順番をまず決めます。

まず、「アイウエオ」順にくじを引いていただき、引いた番号の順番に、再度「くじ引き」

をしたその結果が議席の番号となります。

ただし、議席番号4番については会長の議席となりますので、ただいま、4番を引かれた方につきましては、新会長が決まりしだい議席の交代をお願いしたいと思います。

それでは、くじを引く順番を決めるためのくじ引きを行いたいと思います。

(議席決定のためのくじ引きを実施)

○臨時議長

それでは、議席番号について決定いたしましたので発表いたします。

1番、上妻委員。2番、中村委員。3番、深田委員。4番、日高委員。5番、羽生委員。6番、古田委員。7番、鮫島委員。8番、日笠山委員。9番、牛越委員。10番、坂本委員。11番、岩本委員。12番、河本委員。13番、石寺委員。14番、脇田委員。

なお、4番の日高委員については、会長が決まり次第、議席の交代をお願いいたします。

以上です。

○臨時議長

続きまして、会次第5「会長の選出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

農業委員会法第5条に基づき、会長については、委員が互選した者をもって充てるとなっておりますが、地方自治法第118条の規定により指名推薦の方法でも差し支えありません。

○臨時議長

ただいま事務局の方から説明がありました。指名推薦でも差し支えないということですので、ここは指名推薦で行ってよろしいでしょうか。(異議なしの声)

異議が無いようですので、指名推薦で行います。

ただし、指名推選の場合、委員全員の同意が必要となりますので、委員全員の同意が得られない場合は、無記名投票でやり直すこととなりますのでご了承ください。

それでは、どなたか推薦したい方はありませんか。

○臨時議長

はい、日高委員。

○4番委員

4番になりました日高です。私は、前会長であります脇田峰生さんを推薦したいと思います。

推薦理由といたしましては、3年の実績もありまして、農業委員としてはもちろんですが、昨年の4月の農業委員会法改正につきましても、準備段階において大変ご尽力をいただいた方だと思っております。良いスタートがきれたのも、脇田峰生さんの力だったと思いますので、ぜひ、今期からも農業委員会の会長として、是非ご尽力をいただきたいと思ひ推薦をしたいと思ひます。以上です。

○臨時議長

ただいま、日高委員より、前会長の脇田委員に推薦がありました。他に推薦者はありませんか。(無しの声)

はい、無いようですので採決をいたします。ただいま推選がありました、脇田峰生委員について、会長に同意する方の起立をお願いいたします。はい、全員の同意ですので、脇田委員を新会長に決定いたします。

新会長が決まりましたので、これで、私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

皆様方のご協力ありがとうございました。新会長よろしく申し上げます。

○局長

石寺委員には、臨時議長の大役を務めていただき真にありがとうございました。

また新会長が決まりましたので、ここで新会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行を

お願いいたします。

○会長

はい、皆さん、おはようございます。石寺委員には、臨時議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

本日は推薦をいただきまして本当にありがとうございます。昨日までの農業委員、また委員会事務局の皆さんの協力のおかげで、1期3年という長いようで短い期間でしたけれども、法改正の中で努めて、今日を迎えたような気がいたします。

また、本年の4月より、60年ぶりということで、農業委員会法が改正をされたということで、我々がみんなと一緒に定員かれこれ決めてまいりました。本当に、これで良かったかなとちょっと見守りたかったという思いで、私がまた再度、会長になることができましたことを皆様に感謝を申し上げます。

今度は本日から委員になられた皆さん、また、事務局の皆さんの協力をいただきながら、農家のために、新しい品目の開発や農地荒廃農地の解消のために、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思いますので、皆さんの協力をよろしくお願いします。

○議長

それでは、会議を続行いたします。会次第6「職務代理者の選出について」を議題といたします。このことについても、会長選出と同じように、指名推薦により行いと思いますが異議ないでしょうか。（異議なしの声）

異議なしということで、それでは指名推薦といたします。どなたか推薦される方おりませんか。

○11番委員

はい、8番の日笠山隆委員を私は推薦したいと思います。理由を説明します。

前任期中3年間、職務代理として前会長とともに、委員会の運営に当たってこられました。水稻部会の会長等も努めておりまして、職務代理としては、一番ふさわしいのではないかと思いますので推薦をします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、8番日笠山委員への推薦がありました。

他に皆様方からどなたか推薦者がおられましたらお願いします。（無しの声）

はい、ただいま、異議なしの声がありましたので、採決をいたします。ただいま推薦がありました日笠山委員について職務代理者に選出することに同意される方は起立でお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の同意でありますので、日笠山委員を職務代理に決定いたします。

○議長

続きまして、会次第7、日程第1「西之表市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員には、1番上妻委員と2番中村委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「担当地区割りの決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、お手元に配布しております資料の2ページをご覧ください。

担当地区割りの決定について、これはあくまでも事務局案でございまして変更は可能でございます。できるだけ委員の出身地域を担当することが、望ましいのではないかとということで出させていただいております。以上でございます。

○議長

ただいま、事務局の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号については原案どおり決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「小委員会委員の決定について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、小委員会とは、総会にかけられる程ではないような事案あるいは急な事案で総会を開催する期間がない場合に、この小委員会を開催して決定をさせていただくものでございます。

昨年の小委員会の中では、農業委員会法の改正内容についての検討や農作業賃金の決定のための会議を開催しています。選出方法については特段決まりはございませんが、これまでは、会長の指名によって選出しております。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。

これまでの会長の指名で決定してるということですので、それでよろしいでしょうか。

はい、異議なしということでしたので、それでは私の方から指名をいたします。今年は法改正ということもありまして、ベテランの委員さんと、新しい方と入れ混ぜて指名をしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

小委員会の委員として、13番石寺委員、14番日高委員、10番坂本委員、8番日笠山委員、5番羽生委員と私を加えて6名、ということでやっていきたいと思えますのでよろしくをお願いします。

○議長

続きまして、議案第3号「農地利用最適化推進委員の決定について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは説明いたします。農地利用の最適化をよりよく果たせるように改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行されているわけですが、これはあらかじめ農業委員会が定めた区域を単位として募集をかけてございます。委嘱は農業委員会が委嘱することになります。

12月議会におきまして定数条例の一部改正を行い、最適化推進委員の定数を13名としております。平成29年1月5日から2月1日まで募集をかけまして、13名の方々が選出されております。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いします。（異議なしの声）


はい、無いようですので採決いたします。議案第3号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第3号「農地利用最適化推進委員の決定について」は原案どおり決定し、7月25日の定例総会において委嘱状を交付いたします。

また、本日の決定事項を踏まえ、新しく誕生した農地利用最適化推進委員と二人三脚で、今後3年間、「農地利用の最適化」の実現に向けた活動に御尽力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で本日のすべての審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

1 番 委 員 上 妻 力 

2 番 委 員 中 村 正 幸 

1. 1. 1. 1.